

県立大宮中央高等学校

いじめの防止基本方針

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	2
第2 いじめ早期発見への取組	3
第3 いじめの早期解決への取組	4
第4 いじめ問題に向けての校内組織	5
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	6
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	7
第7 年間行事予定	7

はじめに

大宮中央高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部、各教科等で取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

第2 いじめ早期発見への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が取組を実践する。

第3 いじめの早期解決への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (2) 年1回以上、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
- (3) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する組織を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けた組織作りをする旨を明記する。

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ防止対策委員会を設置する。

【構成員】

この委員会の構成員は、次のとおりにする。

(通信制) 教頭、生徒指導部、養護教諭

(単位制による通信制)

教頭、生徒指導主任、保健主事、秋季生担任団主任、連携生担任団主任

(単位制による定時制)

教頭、生徒指導部、養護教諭、教育相談部主任、担任

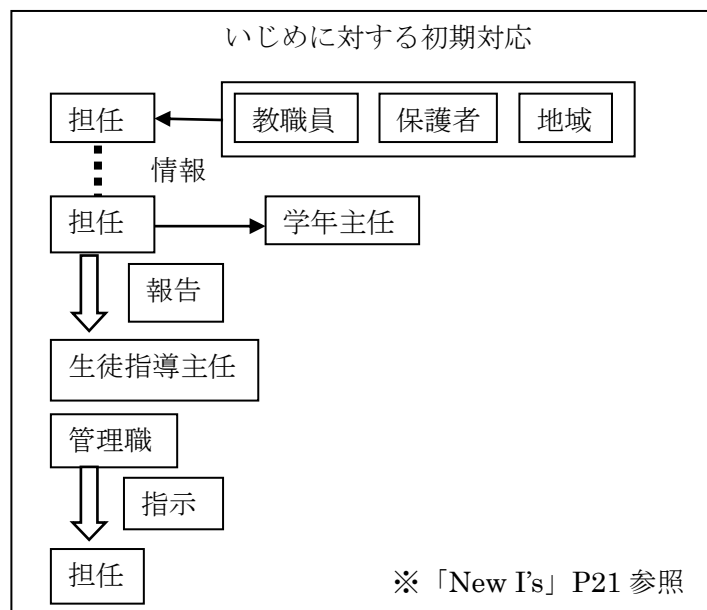
個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加するものとする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。

【開催】

- ・年1回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ・ 生徒指導部では、いじめが二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座に実施する。
- ・ いじめの被害生徒を守るため、学習面のサポートを実施する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、基本方針に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) ロングホームルーム等を活用して、ネット問題についても指導していく。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者会等でもネット問題についても指導する。

第7 年間行事予定

	新学年	
4月	・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）	・ いじめ防止教育（学年・生徒指導部）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・ 企画委員会：「学校基本方針」策定 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間 ・ 学校評議員会において基本方針の協議 ・ 第1回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業改善に関わる研究授業 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発 ・ 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止基本方針」前期評価・改善検討 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 ・ 第2回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・ 集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員会において基本方針の協議 ・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 	
	・ 人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） ・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討 	